



民泊に関する 新しい制度が始まります

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的として、6月15日に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行されます。飛驒保健所に届出をすることで、民泊の営業ができるようになります。

問合せ先 観光課 ☎35-3145

つた住居専用地域でも営業ができるようになります。そのため、住民の生活環境が悪化することがないよう、年間180日の営業日数の上限が設けられているほか、宿泊客の衛生・災害時の安全の確保、外国語での施設案内、騒音の防止、宿泊者の本人確認、地域住民等からの苦情への対応など、様々なルールが定められています。

また、届出した住宅には、玄関や門扉等に届出番号や連絡先等が確認できる標識が掲示されるほか、岐阜県のHPでは届出した事業者の情報が公表される予定です。

●民泊には「家主居住型」と「家主不在型」の2種類

「家主居住型」は、住んでいる住宅の一部を宿泊施設として提供するものです。「家主不在型」は、別荘や入居者を募集中の空き家・空き室等を、住んでいない期間を利用して、宿泊施設として提供するものです。「家主不在型」の場合、所有者は利用者に対して、常時対応できる体制をとる必要がありますが、国土交通省に登録された管理者に委託することも可能です。また、インターネットを利用した情報発信や、予約の受付などを委託する場合は、観光庁に登録された仲介事業者に限られます。

●民泊とは

民泊とは、「民家に泊まること」を指しますが、一般的には、旅行者等に住宅の一部や空き家・空き室を有償で貸し出すビジネスのことを指します。

国では、昨年6月に急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊施設不足に対応するため、一般の住宅を有償で宿泊施設として提供することに関する新しい法律「住宅宿泊事業法（民泊新法）」を制定し、今年6月15日から施行されます。

●住宅宿泊事業法（民泊新法）によって変わる点

これまで宿泊業を営むためには、施設の規模や、形態に関わらず旅館業法の

許可が必要でしたが、新しい制度では県（保健所）に届出をすることで、どこでも民泊の営業ができるようになります。民泊新法によって民泊ができるようになるのは、現在使用されている住宅（マンション等を含む）に限られるため、現在は全く利用しておらず将来的にも利用する予定のない空き家や、宿泊専用を利用するため入居者の募集をしていないマンションの空き室等を、宿泊施設として提供する場合、従来どおり旅館業法の許可を得る必要があります。

民泊は旅館業法で規定するホテル・旅館とは異なり「住宅」として扱われるため、今までホテル・旅館が営業できな

●相談窓口

民泊を始めたいという方は事前に飛驒保健所にご相談ください。

飛驒保健所生活衛生課

☎33-1111（内線302） FAX34-8327

Mail:c22710@pref.gifu.lg.jp

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

岐阜県では、民泊に関することについて、通報・苦情・相談・問い合わせ等を受け付ける総合窓口を設置しています。

民泊に関する疑問・不安等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

岐阜県健康福祉部生活衛生課

☎058-272-8281（直通）

FAX058-278-2627

Mail:c11222@pref.gifu.lg.jp

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

